

福祉サービスの紹介 ～介護保険のサービス その5～

介護認定調査会での審査の結果、要介護、または要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます

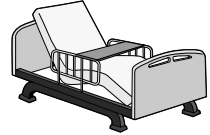
生活する環境を整えるサービス「福祉用具のレンタル」「福祉用具の購入」「住宅改修」の紹介

福祉用具レンタル：日常生活の自立を助けるための用具を借りるサービス

- ①車いす※ ②車いす付属品※ ③特殊寝台※ ④特殊寝台付属品※ ⑤床ずれ防止用具※
- ⑥体位変換器※ ⑦手すり ⑧スロープ（工事を伴わないもの）⑨歩行器
- ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器※ ⑫移動用リフト※

※印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は借りることができません。

費用は、用具の種類や事業者によって異なります。自己負担額は費用の1割です。



福祉用具購入：下記の福祉用具を購入した場合、費用の一部が支給されるサービス

- ①腰掛け便座 ②特殊尿器 ③入浴補助具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具

注) 指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

費用の支払いは、一度利用者が全額負担し、後で領収書などを添えて市役所に申請すると、費用の9割が支給されます。手続きについては、購入事業所の福祉用具専門相談員にご相談ください。

住宅改修：自宅で安全に生活できるように小規模な改修をするサービス

- ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りにくい床材への変更
- ④引き戸などへの扉の取り替えやドアノブなどの取り替えなど
- ⑤和式便器から洋式便器への取り替え、その際の洗浄機能付き便座の設置（便座は便器の取り替えに伴う場合に限る）

注) 必ず事前の申請が必要です。

費用の支払いは、一度利用者が全額負担し、後で市役所に必要書類を提出すると、20万円を上限に費用の9割が支給されます。申請手続きや必要書類については、担当のケアマネジャー、または事業所の専門相談員にご相談ください。



問い合わせ

太平地域包括支援センター 電話 (25)1135
南姫地域包括支援センター 電話 (20)2021

滝呂地域包括支援センター 電話 (24)5562
多治見市役所 高齢福祉課 電話 (22)1111

12月の相談日 ぐるぐる悩みなぐる 相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時間	場所	問い合わせ	
民生委員の気軽に相談 ☎	5日・19日(月)	午後1時～午後3時	総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115	
税務相談	7日(水)	午後1時～午後3時	総合福祉センター 4階 相談室	(25)1131	
法律相談 (予約制)	21日(水)	午後1時～午後3時	総合福祉センター 4階 相談室	(25)1131	
	【予約受付日】14日(水) 午前8時30分～				
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)	
	ひとり親家庭相談	21日(水)	午後1時～午後4時	(25)1133 母子福祉センター	
	高齢者就業相談	9日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結婚相談	11日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所くらし人権課

※ 相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※ 祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター 電話 (23)6332 <担当>松井

出張相談日 【日時】 12月15日(木) 午後1時30分～午後4時 【場所】 サンホーム滝呂 滝呂町10-87-4